

○川内委員 理財局長さん、こちらの聞いたことに誠実に答えず、しかし、最後の方で反省していますと言えば何となく許されるみたいに思つていいらっしゃるとしたら、それは、今、首を振つてい

らつしやるけれども、そんなつもりはないんだよ、ちゃんとやるんだよとう思いだと思うんですよ。

人、まあ、人をこの際どうこう言うのはやめましょう、要するに、いろいろな資料があるというのを知つていて、ないという答弁書をつくった回数が何回あるのかというのを、私は、これは財務省としてしっかりと調査すべきことだと思いますよ。

例えば、この調査報告書の十九ページに「情報公開請求により、森友学園案件に関する一連の応接録の開示を求められるケースも相次いだが、その都度、「文書不存在を理由に不開示の決定を行つてきている」と。これは、あるということを知つていて文書不存在という開示決定をしたということは、完全に虚偽の公文書を作成したということじやないですか。何とかがですか。

河回あらんですか、これよ。

さつきは、百三十九回は国会答弁ですけれども、これは何回ですか。

○大鹿政府参考人 拝啓をいたします
情報公開請求によりまして応接録の開示を求め

られた際に、文書不存在を理由に不開示の決定を行つた回数ということにつきましては現時点で承知をしておりませんけれども、繰り返しになりますが、調査報告書におきましては、この予算委員会における理財局長の答弁までに、本省の一部職員は応接録が実際に残つていたということを認識しておりました。また、情報公開請求に対しまして、廃棄されずに残された応接録についても文書不存在と回答したり、改さん後の決裁文書を開示したということは不適切であるというふうに認定されておりまして、これまでも国会で御答弁しているとおり、大変不適切な対応であつたといふ

卷之三

ふうに考えております。○川内委員　いや、だから、理財局長さん、最後に、不適切な対応であった、反省していますと言えば、その前はもう適当なことを答弁しても許されるみたいに財務省さんが思つていらつしやるとしたら、それはやはり、だから、財務省しかこれほどただすことはできないんですね。

て、大臣が意見として伺うというのは非常に大事なことで、私どもの、再調査してくださいよとおこなうことに対しても、今は再調査は考えていない

き
金口座に振り込まれたことにより生じた預貯金債
権の差押えに当たつても、その給付・交付の趣旨
に鑑み、令和二年一月三十一日付徵徵六一「差

は聞いていただいていふと。
いうことですが、意見としては聞いていただいているという理解でよろしいですかね。意見として

押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて」(指示)に準じて、適切に対応する。」とも書かれている。

○麻生国務大臣 そんなに耳も遠くありませんで、まだ聞こえています。

これは、持続化給付金が銀行口座に振り込まれても、その預金残高の差押えについては一月三十日の指示文書に従いなさいと。指示文書には、預定金の性格をよく調べて、すぐ差し押さえない

○ 次官委員長 申合せの時間が経過しておりますが、意見として聞いている、聞いたということですよ。意見として聞いている、聞いたということですよ。意見として聞いている、聞いたということですよ。意見として聞いている、聞いたということですよ。意見として聞いている、聞いたということですよ。

す ろ
預貯金の性れる。く語へて、おおきに持つて、
ように書かれているわけです。
それで、国税庁に質問したいと思います。
通常国会では、持続化給付金の取扱いについ

○ 麻生国務大臣 今御答弁申し上げたとおり
ので、御協力ください。
す。

で、差押禁止の立法措置を与党内で検討していると梶山経産担当大臣がことしの五月十五日に答弁していたわけですが、結果的に立法措置は行われ

○川内委員 終わります。
○越智委員長 次に、清水忠史君。
○清水委員 日本共産党の清水忠史です。

考
ませんでした。
国税庁に確認します。立法措置はとられません
でしたが、持続化給付金等の取扱いについて、ど
のように対応する旨示をしていますか。お答えく
ださい。

初めに、二〇一九年度取崩金に対する差押えの考え方について確認したいと思います。

ル
い
ださい。
○鎌水政府参考人 お答えいたします。
持続化給付金につきましては、委員御指摘のと

て」という指示文書を出しました。
配付資料をこちらください。これはコロナ対
として支給、交付される各種助成金に対する連

おり、法令上差押えが禁止とはされておりません。

整理時の差押えについて、国税庁の考え方について示したものでござります。アンダーラインをみ上げます。「コロナ対策助成金を受ける権利申立て」によれば、去令二、差押えが柰上づ

理に当たつては、法令等を一律 形式的に適用するのではなく、滞納者個々の実情に即しつつ適切に判断する必要があるものと考えております。 例えば、寺流化給付金につきましては、その趣

差押えについては、法令上、差押えが禁止されるものであつても、その給付・交付の趣旨がないものであつても、經濟的な影響を受けた事業者等への対策である。

旨が経済的な影響を受けた事業者等への支援であることを踏まえまして、持続化給付金の支給を受けること

とを踏まえ、慎重に対応することとし、その差押

1

ける権利、債権を直接差し押さえて実際に使用できなくなることや、残高のない預金口座への持続化給付金の振り込みを待つて狙い撃ち的に差し押さえ、銀行口座に入金された持続化給付金を実際に使用できなくなるような差押え、こうしたことは慎むべきものと考えておりますし、慎重な対応を行う旨を各国税局、税務署に指示しているところでございます。

○清水委員 持続化給付金ですとかあるいは家賃支援給付金は、この指示文書においてコロナ対策支援給付金の一の二枚目を見ていたら大助成金の例に挙げられておりません。

配付した資料一の二枚目を見ていたら大助成金だけが雇用調整助成金とか書いておりますが、この(ア)のその他事業者等対策として助成されるもの、ここに持続化給付金や家賃支援給付金が含まれるという今の御答弁だったと思います。うなづいていらっしゃいますから、そのとおりだと思います。

その理解で、今度は総務省に質問させていただきます。

地方税や国民健康保険税などの滞納処分に当たって、持続化給付金や家賃支援給付金などコロナ対策として支給、交付される各種助成金等に対する差押えについては、国税と同様の運用がなされるべきという認識でよろしいでしょうか。

○川瀬政府参考人 地方税に関しましても、滞納処分に当たりましては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応することが重要であると考えております。

こうした観点から、総務省では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者や、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者などに対する柔軟な対応を地方団体の税務当局に対して要請しているところでございます。

○清水委員 個々の実情をよく確認して柔軟な対応をお願いしているところだというふうにおっしゃったんですが、実は、残念ながら、地方自治

体では、無慈悲にも、地方税の滞納整理として、持続化給付金が入金された預金口座を全額差し押さえられる。そういう事例が生まれております。私の方で、事務所に報告がありました。

滋賀県のある自治体ですが、建築関係の自営業者の方です。七月に持続化給付金が百万円振り込まれました。五〇%減ですから、前年比、比べて、相当コロナで仕事がなくなり、売上げが減少したという方であります。

この方は、その振り込まれた一週間後に、売上金とあわせて銀行の口座残高全てを差し押さえられました。当時その方は病院で入院中、手術を行なう予定であったということです。御本人いわく、そのような自分という納税者の実情も調べず、コロナ禍で仕事がなく困っている業者を支援するための持続化給付金をすぐに差し押さえるなんて、業者を廃業に追い込むものではないかと憤つております。

しかも、総務省、聞いてほしいんですけども、この滞納は、固定資産税や市民税などの本税を完納した後の延滞税分なんですよ、延滞税分。本税は払っているんです。こつこつと分納して全ての対応をしつかりやるなど、いわゆる悪意の納税者ではなくありません。とてもこのコロナ禍で行われるような滞納整理処分ではないと思いません。

その他の自治体でも、このコロナ禍で生活が逼迫している方々に地方税の差押処分が行われている。これも私の事務所に届けられております。

総務省として、この持続化給付金とか家賃支援給付金が差し押さえられている実態というのを把握していますか。

○川窪政府参考人　お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、総務省におきましては、財産に相当の損失を受けた納税者や納税資方が著しく低下している納税者に対する柔軟な支給対応を地方団体に要請しているところでござります。

また、あわせまして、差押えなどの滞納処分に

つきましては、地方税法におきまして、滞納処分によって生活を著しく窮屈させるおそれがあるときには、その執行を停止できることとされているところでもございます。

各地方団体におきましての取扱いにつきましては各地方団体の取扱いということでござりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれた納税者に対する柔軟な対応はもちろんのことござりますが、こうした地方税法の規定を踏まえまして、納税者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に取り組んでいただきたいと考えているところでござります。

○清水委員 知つていてますかという質問には全く答えていないんですね。

総務省は、ことし三月十八日に、各都道府県知事宛てに「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」ということで要請文書を出しておられます。これはコロナナ策助成金の問題に特化して出したものではないんですよ。

資料の二、三を見ていただいたらわかりますように、国税庁だけではなくて金融厅や経産省も、民間金融機関や政策金融公庫などの金融機関に依頼文書を出しているんです。

対応を同じようにすると言いながら、総務省だけがこのコロナ策助成金の差押えに対する依頼文書を出しません。これは各都道府県に出すべきじゃないですか。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

滞納処分に関する個別の事案につきましては、個別性、具体性がございます。また、地方団体の税務当局の判断と責任において対応すべき性格のものでございます。

こうしたことを踏まえつつ、総務省といたしましては、地方税関連事務の執行に当たりましての留意事項等をこれまでにも通知として示してきたところでございます。

滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上

○清水委員 今のお答弁を戴せた議事録をぜひ各市町村、自治体に送つていただきたいと思います。次に、森友学園の予備的調査に係る問題について質問をさせていただきます。

私からは、亡くなられた赤木俊夫さんの上司であつた近畿財務局の当時の局長、美並局長の発言について確認をさせていただきたいと思うんです。

美並局長が、決裁文書について、様式や字句の修正が行われていることは聞いたが、その具体的な内容までは聞いていなかつた、こう答えておられるわけですが、これはぜひ麻生大臣に聞きたいんですねけれども、様式や字句の修正というのには、決裁文書において行われてもいいことでしょうか。

○茶谷政府参考人 お答え申し上げます。

本件は決裁文書の改ざんを美並元局長が知つていたか否かということですざいまして、その場合には、文書の位置づけや改ざんの具体的な内容を事前にはつきりと認識していたかどうかがポイントになると見えますが、これまで述べましたように、美並元局長からは、調査過程において申し述べたとおり、決裁文書について、様式や字句の修正が行われていることは聞いたが、その具体的な内容までは聞いていなかつたとのことであり、このため、美並元局長については、改ざんを明確には知つていたとは認定していないところでございま

す。

○清水委員 答えていません。

○麻生大臣 お伺いします。質問通告していますので。

様式や字句の修正というのは、決裁文書におかれてもいいものかどうかと聞いたんで

す。

○麻生国務大臣 決裁文書の改ざんを知つていていたかについてという話が載つていますよね。(清水)

委員「違います、違います」と呼ぶ文書の位置づけや改さんの具体的な内容。(清水委員)違います。

もう一度質問します」と呼ぶももう一回言つてください、済みません。

○清水委員 もう一度質問します。

美並局長は、いわゆる決裁文書について、様式や字句の修正が行われていることは聞いていたが、その具体的な内容までは聞いていなかつたと述べているんですね。

私が聞いているのは、決裁文書を、様式や字句の修正が行つていいのかと聞いていました。の修正の範囲であれば行つていいのかと聞いているんです。

○麻生国務大臣 今、意味がわかりましたので、済みません。

決裁を行われる前の段階で、修正なり等々、いろいろ字句の修正というのはあると思いますけれども、決裁がされた後の話は、考えられません。

○清水委員 決裁された後の文書については、字句や様式の変更はあつてはならないことだという

答弁だつたと思います。

それでは、もう一度財務省の方に確認したいん

ですけれども、それについて、理財局の指示に従

う以上、逐一局長に上げる必要はない、それにつ

いては責任を持つ、自分は聞いていなかつたと言

うつもりはないとも述べているんですが、これは

二月上旬に、この予備的調査の報告書を見ます

と、いわゆる財務省から国会対応等についていろ

いろ作業を求められて、いることに對して美並局長

が當時述べたものであり、三月に決裁文書につい

て様式や字句の修正が行つていることを知つた

後、どういうアクリションをしましたか、報告を受けて。それを教えてください。

○茶谷政府参考人 お答え申し上げます。

我々が把握しておるのは、三月ごろに、美並局長の記憶では、様式や字句の修正が行つていて、概括的な質問をさせていただきます。まず、きょう、短期的な経済に關して、円レートについて若干の議論がなされました。これは、私が思うには、日本と欧米のパンデミック

時間もございませんので、きょうは、経济につ

いて、概括的な質問をさせていただきます。

まず、きょう、短期的な経済に關して、円レ

ートについて若干の議論がなされました。これ

は、私が思うには、日本と欧米のパンデミック

がなくなるじゃないですか。

報告を受けた後、どのようなアクションをしたんですかと聞いています。何もしなかつたのなら何もしなかつたと答えてください。

○茶谷政府参考人 お答え申し上げます。

特に何かしたということは把握しておりませんが、それがゆえに、美並局長は、本来報告を受けた立場にあつたにもかかわらず改さんを認識していないなかつたということで、監督責任をとつて処分を行つたところでございます。

○清水委員 そんないかげんな話じゃないでしょ。決裁文書は字句や様式の修正もしてはいけないというふうに麻生大臣が答えたじやないですか。そういう報告を受けた後に、何らそれらをとがめることなく、何も対応しなかつたといふのは大問題だと言わなければなりません。

○清水委員 しかも、その処分は一番軽い戒告でしょう。免職、降任、停職、減給とあって、一番下の戒告で、今は東京国税局長に出世しているじやないですか。

赤木さんが、三月七日に、泣きながら抵抗し

て、そしてこれ以上改さんできないと言つたとき

に、当時の楠管財部長が、美並局長が全て責任を

負う、こう言つたわけです。しかし、この予備的

調査の中身とは全くそことあるじゃないですか。

やはり、私は、当時の楠管財部長、そして美並

臣もたびたび日本のGDPは回復傾向にあるとい

うようなことを述べておられますけれども、一般的には、GDP、ドル建てで国際比較をするもの

と私は承知しております。その観点から見ると、

二〇一二年に日本のGDPは最大になります六兆二千三十二億ドル、そこから、リーマン・

ショック等もありましたけれども、落ち込んで、

そこから回復は確かにしましたけれども、基本的に横ばい。二〇一九年は五兆九百九十九億ドル

と、最盛期に比べると一兆ドル、日本円にして現

在のレートで百三兆円ほど落ち込んだままという

状況であろうかと思ひます。往時とは一兆ドル以

上の差がある。

こういった数字を見ると、日本経済が衰退ある

いは停滞しているというのはやはりまことに

事実であろうかと思っております。比較とし

て、アメリカが本当に右肩上がりの伸び方をして

いるのと比べると、それは少なくとも停滞と捉え

るべきものだと思っております。人口がふえておりま

す。

ドイツの人口はどうなつてゐるのか、ちなみに

御紹介いたしますと、ドイツの方もずっと、二〇

一〇年ころに人口が一旦減少、八千百万人から八

千万人くらいに向けてたしか減少しております。

ところがその後、ドイツの場合には、御承知のと

おり積極的に人口を、移民を入れまして、若干、

八千二百万人口くらいまで増加に至つております。

こういったようなやり方もドイツはとつてゐる。

この人口問題については、前回大臣にも少しお

聞きまして、政府としては積極的な政策をとつ

ていくというようなことでございました。今回

は、この人口問題はとりあえずおきまして、余り正面切つて話題にされることはございま

せんけれども、誰しもが頭の片隅にある日本企

業、特に大企業の国際競争力の低下についてお伺

いしたいと思っております。

大企業の国際競争力、非常に簡便な指標として

フォーチュン五百社がございます。トップ五百の

うち、御承知のとおり、一九九五年くらいには百五十社ほどございました。アメリカと本当に僅

が、感染者、重症者、死亡者、いずれも一桁違うこと、それから、アメリカの二〇二〇年度の財政

赤字は前年度比何と三倍の三・三兆ドルにも上ること、それから、二〇年度の連邦債務は二十六兆ドルにも上ることが影響していく、それによるドル安ではないかと。つまり、円が高くなっている

ことよりはドルが安くなつて、為替レートでいえば負け組競争であり、まあ多少、百三円と

も伸びている途上にございまして、現在はほぼ三億三千万人。十三年前に比べて一割ほど人口が伸びております。

配付資料二、これはもう委員の皆様方あるいは政府におかれても御承知の数字ではござりますけれども、二〇〇八年に一億三千八百八万人であつたものが二〇一九年には一億二千六百十六万人と、約三百万人減少しております。県一つ分くらいの人口が丸ごとなくなつてゐるというような状況でござります。

日本よりは若干成長しておりますけれども、やはり人口といふ面で見れば停滞しているのがドイツであり、日本と同じような工業国。一に戻つていただきますと、多かれ少なかれ日本と同じようない状況にござります。県一つ分くらいの人口が丸ごとなくなつてゐるというような状況でござります。

いますので、人口オーナスという差があると思います。

アメリカの数字を具体的に挙げますと、このところの移民規制で伸び率が多少減少しているとはいえ、二〇〇七年に入口三億人を超えて、今現在も伸びている途上にございまして、現在はほぼ三億三千万人。十三年前に比べて一割ほど人口が伸びております。